

2011年度県予算編成と施策にたいする重点要望書(2010年11月15日)

茨城県知事 橋本 昌 殿

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷 武夫  
日本共産党茨城県議会議員団  
県議会議員 大内 久美子  
県議会議員 山中 たい子

2008年秋のリーマン・ショック後、日本経済は急速に悪化し、その落ち込みは先進7カ国のなかで最も激しいものとなりました。それから2年、大企業は自動車や電機など輸出関連を中心に純利益を急増させ、224兆円へと内部留保を膨張させています。しかし、国民の暮らしは、この1年間で民間企業の賃金は平均23万7千円も減り、過去最大の落ち込みとなりました。中小企業からは大不況に加え急激な円高で立ち行かないとの悲鳴が上がっています。

リーマン・ショック以降の「景気回復」の実態は、従来型の大企業中心の「外需頼み」のものであり、雇用と家計、中小企業の回復は進まず、内需は引き続き低迷したままとなっています。

県内においても、9月の有効求人倍率は0.51倍と全国平均を下回り、厳しい状況が続いています。生活保護世帯はこの7年間に1.5倍に増え、国民健康保険税の滞納は加入世帯の2割に及んでいます。日本共産党がおこなっている住民アンケートにも、7割近くの人が暮らしは「苦しくなった」と答え、その原因について「税金や公共料金の値上げ」「給与減少」「失業」などをあげています。県民生活に改善の兆しが見えないのが実態です。

いま政治に求められているのは、日本経済を「外需頼み」から家計・内需主導に改めることです。労働者と中小企業の生活と経営を守る抜本的な手立てを政治の責任で講じる必要があります。

住民の暮らしと地域経済に直接の責任を負う地方自治体の果たす役割も極めて重要です。本県は長年、開発に税金を投入してきましたが、いまその破たんが明らかになり、県民に巨額のツケを回す事態に及んでいます。茨城県政が県民の「福祉と暮らしをまもる」という地方自治体の本来の役割を果たすためには、開発優先からの脱却は避けて通れない課題です。

民主党政権がいま進めている「地域主権改革」は、国の社会保障などへの最低基準の保障責任を解体し、「住民福祉の機関」としての自治体の機能と役割を弱め、地方

自治を壊す道に他なりません。

来年度の予算編成にあたっては、国にたいし社会保障や教育など最低基準を責任もって定め、そのための財源を保障するよう求めるとともに、県民の暮らし最優先に切り換え、医療・介護・福祉の充実、教育条件の整備、中小企業と農林水産業への支援強化などを重点にするよう強く求めるものです。

以上の立場から、来年度予算編成と施策にたいして以下の重点項目を要望するものです

## 〔目次〕

- 1．県民の暮らし、医療・福祉の充実をはかる
  - 1．雇用をまもる
  - 2．県民負担を軽減する
  - 3．医療体制を確立する
  - 4．高齢者、障がい者福祉を充実する
  - 5．子育て支援をすすめる
  - 6．生活保護行政を充実させる
- 2．どの子にも行き届いた教育を保障する
  - 1．教育条件を整備する
  - 2．教育費の負担軽減をはかる
  - 3．特別支援教育の教育条件を改善する
- 3．中小企業を支援し、地域経済を支える
  - 1．中小企業・自営業者を支援する
  - 2．商店街の再生を支援する
- 4．地域農業を再生し、食料自給率を向上させる
- 5．大型開発を見直し、生活型公共事業へ転換する
- 6．環境をまもり、安心・安全な街づくりをすすめる
  - 1．住宅・居住環境を改善する
  - 2．防災・安全の街づくりをすすめる
  - 3．自然と環境をまもる
  - 4．安全最優先の原子力行政を確立する
- 7．地方自治をまもり、県民本位の財政を確立する
  - 1．地方自治をまもる
  - 2．県財政を確立する
  - 3．憲法をまもり、平和行政をすすめる

## 1．県民の暮らし、医療・福祉の充実をはかる

給与の落ち込みや非正規労働者の解雇・雇い止めが広がり、大学生・高校生の就職難は「超氷河期」といわれる事態です。高すぎる国保税が払えず、十分な医療が受けられない事態も広がっています。医師・看護師不足、待機児童の急増なども深刻です。

暮らしをめぐる待ったなしの課題が山積しており、これまでも増して県民の暮らし、医療・福祉をまもる県政の役割が求められています。

## 1．雇用をまもる

- (1) 非正規から正規への雇用の転換をはかる。派遣労働は臨時的、一時的な業務に限定し、登録型派遣は専門的業務にきびしく制限するよう労働者派遣法の抜本改正を国に求める。
- (2) 「派遣切り」「雇い止め」、不当なリストラをやめさせる行政指導を強化する。雇用維持に最大限に努力するよう経済団体、主要企業に強く要請する。
- (3) 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、時給1000円以上に引き上げるよう国に求める。
- (4) 人手不足が深刻化している福祉、医療、防災、教育などの分野で雇用を拡大する。県自ら雇用不安をつくり出している県職員・教職員削減計画は中止する。
- (5) 青年の就労支援と不安定雇用を改善する。県下の企業、事業所に青年の正規雇用を強く要請する。青年を雇用した中小企業に就職奨励の助成制度をつくる。青年向け職業訓練の実施、資格取得のための奨学金制度を創設する。
- (6) 新卒者の就職支援を強める。卒業後3年間は「新卒扱い」として就職あっせんの対象とし、就職活動でも差別しないよう企業や大学に要望する。就職できなかった高卒者にたいして臨時雇用などの対策を講じる。
- (7) 公共職業訓練の拡充をはかる。産業技術専門学院、農業大学校は希望者全員を受け入れ、授業料は無料に戻す。
- (8) 失業者の生活援助を抜本的に強化するため、雇用保険の失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、受給資格の要件緩和など、抜本改善を国に求める。

## 2．県民負担を軽減する

- (1) 高すぎる国保税を緊急に引き下げる。
- (2) 広域水道用水事業の黒字分を還元し県水道料金の引き下げをはかる。
- (3) 下水道整備にたいする県の助成を拡充し、下水道料金の引き下げをはかる。
- (4) 県立大学・職業校授業料、県営住宅家賃など公共料金の値上げはおこなわない。県管理の駐車場の有料化をやめ、有料道路の無料化をすすめる。

## 3．医療体制を確立する

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止する。

後期高齢者医療制度をただちに撤廃し、老人保健制度に戻すとともに、75歳以上の高齢者の医療費は無料化するよう国に求める。政府が検討している「新制度案」は、年齢で区分し「別勘定」とする差別医療制度の中身を存続させ、いっそうの医療費抑制を強制するものであり撤回を国に求める。

後期高齢者医療の保険料滞納者にたいする短期保険証の発行をやめ、すべての

被保険者に保険証を交付するよう広域連合を指導・助言する。

(2) 高すぎる国保税を引き下げる

国民健康保険への国庫負担の引き上げを国に求め、県支出金を復活させ、国保税を引き下げる。

国民健康保険証の取り上げはやめる。資格証明書の発行、短期保険証の窓口での「留め置き」はおこなわない。母子世帯や子どもがいる世帯にはただちに保険証を交付する。

保険料軽減の減免制度を拡充するとともに、国保法第44条にもとづく医療費の減免制度を実施するよう市町村に指導・援助をおこなう。

医療費削減をねらい都道府県単位にする国保の「広域化」はおこなわないよう国に求める。

(3) 医師不足を解決する。

医師確保対策を抜本的に強める。筑波大学の定員増と本県出身者枠の増員を国に求める。医学生向けの「県医師修学資金」制度を拡充する。

不足している小児科・産科医確保の緊急対策をおこなう。確保にたいする公的支援、診療報酬の改善を国に求める。県立中央病院の産科・小児科の開設・拡充をはかる。県北地域の周産期医療体制を確立する。

(4) 看護師を増員する。看護師の労働条件を改善する診療報酬の改善を国に求める。

看護学生への修学資金貸与制度を拡充し、希望者全員が受けられるようにする。退職した看護師の再就労支援を拡充する。

(5) 公立病院への支援を強める。

不採算部門やへき地医療を担う公立病院の役割を投げ捨てる総務省の「公立病院改革ガイドライン」の押し付けはしないよう国に求める。公立病院にたいし地域医療の拠点として支援を強める。

筑西市民病院など公立病院を再生し、救命救急体制の充実をはかる。医師確保と財政支援をおこなう。

(6) 県内唯一の肢体不自由児医療施設である「県立こども福祉医療センター」は、「民設民営」方針を撤回し、県立施設として充実・強化をはかる。

(7) 子宮頸がん予防ワクチン、細菌性髄膜炎ワクチンの公費助成を国に求めるとともに、県独自の支援制度を創設する。

#### 4 . 高齢者、障がい者福祉を充実する

(1) 安心して利用できる介護保険に改善する。

介護給付費に占める国庫負担を介護保険発足以前の50%まで戻す。所得の少ない高齢者には原則として負担を求めないよう国に求める。県独自の保険料・利用料の減免制度を創設する。

要介護認定や利用限度額は廃止し、ケアマネジャーなど現場の専門家の判断で必要な介護を提供できるようにする。訪問介護、福祉用具の利用制限などの軽度者からの「介護とりあげ」は中止する。

特養ホームを計画的に増設し待機者を解消する。多床室を設けることができるよう設置基準の改正を国に求める。ショートステイの確保、グループホームや宅老所、小規模多機能への支援など基盤整備をすすめる。

介護労働者の労働条件を改善し、人材不足を解消する。介護報酬を引き上げるとともに、介護報酬とは別枠の公費投入で介護労働者の賃金を月4万円の引き上げを国に求める。

(2) 介護型療養病床を全廃し、医療型療養病床を大幅削減する計画の中止を国に求めるとともに、本県で必要なベッドは確保する。

(3) 障害者自立支援法の廃止を国に求める。「原則1割」の応益負担制度は即刻撤廃する。当面4月から始まった低所得世帯の福祉・補装具の無料化を自立支援医療にも広げる。施設への報酬を日払いから月払いに改め、大幅に引き上げる。障害者自立支援法が廃止されるまで県独自の軽減制度を講じる。小規模作業所への支援、県独自の負担軽減策をおこなう。

## 5. 子育て支援をすすめる

(1) 子どもの医療費は中学卒業まで通院・入院とも、所得制限を撤廃し完全無料化をはかる。全国の中でもきびしい所得制限を改善・撤廃する。子どもの医療費無料化を国の制度として確立するよう国に求める。

(2) 保育所を増設し待機児童をなくす。

認可保育所の増設をはかる。国庫補助の復活・引き上げを国に求める。ゼロ歳児保育、長時間保育への支援をつよめる。保育料の負担軽減、保育環境の改善、保育士の正規化と労働条件を改善する。

一定の基準を満たした無認可保育所にたいして財政支援をおこなう。

「安心こども基金」(08年度から10年度)の延長・拡大を国に求める。

保育への国の最低基準を廃止し、利用者と事業者との直接契約の導入、地域間格差と営利化をすすめ、幼稚園と保育園を「こども園」に一本化する政府の「子ども・子育て新システム」検討は中止するよう国に求める。

(3) 学童保育は希望者全員が入所できるよう拡充をはかる。全市町村、全小学校区設置を支援する。施設整備や指導員の待遇改善、障害児の受け入れにたいする県費補助を創設する。必要な予算措置、施設、指導員配置などを定めた県独自のガイドラインを策定し、それに基づいた支援をおこなう。1クラブの規模は40人以下とし、大規模クラブは分割する。

(4) 児童相談所の体制を強化する。日立、鹿嶋分室を児童相談所にするるとともに、

県南地域に増設する。土浦児童相談所に一時保護所を復活させる。児童福祉司の採用・養成をすすめ、児童相談所職員を増員する。

- (5) 福祉相談センターから中央児童相談所を独立させ、専門性の強化と福祉の総合化の観点から、職員の増員及び体制の整備をすすめる。増加する児童虐待の防止のために精神科医の配置など体制強化をはかる。一時保護所は早急に建て替える。

## 6．生活保護行政を充実させる

- (1) 生活保護を受ける権利を保障する。申請書は窓口におき、受給希望者の申請は無条件で受け付け、必要な人がきちんと生活保護を受給できるようにする。生活保護費を引き上げ、老齢加算を復活するよう国に求める。
- (2) 不況などの影響で深刻な実態にあるホームレスについて、住居、医療、就労の確保など県としても対策をたてる。生活保護の受給を住所がないなどを理由に拒否しない。ホームレスなどを受け入れる無料低額宿泊所への支援策を強め、監視、指導を強化する。
- (3) 「高齢者の行方不明」をなくすため福祉職員の増員をはかり、安否確認など見守り活動を強める。

## 2．どの子にも行き届いた教育を保障する

この春から国は公立高校授業料の無償化をスタートさせました。私立高校生にも公立と同額の高校就学支援金が支給されますが、依然として公私格差は埋まらず、「私学無償化」は切実な願いとなっています。少人数学級の願いも強く、今回、中教審は「学級規模引き下げ」を求める提言に踏み切りました。小・中学校、高校での30人以下学級の早急な実現が求められています。

### 1．教育条件を整備する

- (1) 35人学級を全学年に拡大し、さらに小・中学校、高校での30人学級に踏み出す。国の制度として30人以下学級の実現を求める。
- (2) 予算削減のための公立小・中学校の統廃合を市町村に強制しない。県教委の「公立小・中学校の適正規模について（指針）」は撤回する。
- (3) 県立高校の統廃合計画をやめ、希望するすべての生徒に高校教育の機会を保障する。統廃合計画は生徒、教師、地域住民に通知し、説明会を実施する。統合後の学校像についても明示する。学年進行での学級削減はおこなわない。
- (4) 教員の正規採用をふやし、常勤講師による欠員補充はやめる。臨時教職員の待

遇改善をすすめ、計画的に正規採用する。

- (5) 学校施設の耐震診断・耐震改修を促進する。市町村への県の助成制度を創設する。学校施設の耐震改修や大規模改造事業にたいする必要な財源措置を国に求める。
- (6) 学校給食を教育の一環として充実させ、栄養職員や栄養教諭の全校配置をすすめる。学校給食センター方式を見直し、自校・直営方式をすすめ、県産米、地元農水産物使用の「地産地消」をすすめる。県独自に食材費に補助し給食費の値上げはおこなわない。

## 2．教育費の負担軽減をはかる

- (1) 義務教育での家計負担の解消をすすめる。ドリル代や制服、修学旅行費の積立などの負担を軽減する。就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。学校給食費の無償化をめざし、当面、必要な免除措置をすすめる。
- (2) 県立高校授業料の無償化に併せて保護者負担の軽減をはかる。朝鮮学校など外国人学校についても無償化措置を適用するよう国に求める。
- (3) 私学助成を大幅に増額する。授業料直接補助を復活・増額し、父母負担の軽減をはかる。公立高校とともに私立も授業料無償化をめざすよう国に求める。学費の滞納や経済的理由による退学者が出ないよう授業料免除制度を拡充し、周知徹底につとめる。

## 3．特別支援学校の教育条件を改善する

- (1) 養護学校の教室不足を解消し、施設・設備の改善・充実をはかる。全ての学校にプールを設置し、各教室にエアコンを備える。スクールバスを増車し、長時間・遠距離通学の解消をはかる。専門的な添乗員を複数配置する。
- (2) 大規模・過密化した養護学校の分離新設をすすめる。県西地域に増設するとともに、取手地域への新設を計画する。
- (3) 全ての小・中学校に特別支援教室を設置できるよう市町村に対する支援策を講じる。特別支援教育の実施に必要な教職員を配置する。「特別支援教育支援員」の配置を促進し、県として助成する。
- (4) 高校での特別支援教育のための教員や専門支援員など条件を整備する。

# 3．中小企業を支援し、地域経済を支える

中小企業・自営業者の状況はきわめて深刻です。内需の冷え込みに加え、円高による仕事減らしや単価引き下げ、大型店の出店・撤退、銀行の貸し渋り・貸しはがしな

どにより、二重三重の苦しみを強いられています。県内中小企業は、全企業数の99.5%、雇用の86.5%を占めています。地域経済の「主役」である中小企業を本格的に支援することは緊急の課題となっています。

## 1. 中小企業・自営業者を支援する

- (1) 倒産・廃業の危険から中小零細企業を守る。金融機関にたいし貸し渋り・貸しはがしをやめさせ、中小企業への資金提供という社会的責任を果たすよう金融機関、国に求める。県独自としても実効ある措置をとる。
- (2) 中小企業・商工業者への金融支援策を拡充させる。県の融資制度や借換制度について、限度額の引き上げや金利の引き下げ、返済期間の延長、貸し出し条件の緩和などいっそうの改善をおこなう。県独自の無担保無保証人融資制度を創設する。市町村の特別小口融資制度の積極的活用へ適切な指導をおこなう。
- (3) 円高から中小企業を守る。固定費の補助や融資の返済期間の繰り延べ、金利引き下げなどの支援をおこなう。下請企業への不当な単価切り下げをやめさせる。下請二法を厳格に運用し、緊急相談体制をととのえるなど指導・監督を強化する。
- (4) 生活密着型の公共事業を大幅にふやすことで地元中小企業の仕事を確保する。公営住宅の改修・建設、学校の耐震化・老朽化対策、福祉施設の建設・改修・建て替え、公共施設のバリアフリー化など県民生活分野の公共事業を優先する。
- (5) 地域経済への波及効果が極めて高い住宅リフォーム助成制度を導入する。市町村で実施している住宅リフォーム助成制度、小規模工事者登録制度にたいし県として助成する。
- (6) 入札・契約制度は中小規模の工事に大手業者の参入を規制する制度に改める。一定金額以下の公共工事の発注は県内中小建設業者に優先発注する。中小建設業者が受注しやすいよう分離・分割発注をすすめる。
- (7) 県の委託業務・発注工事で働く労働者の労働条件や賃金が適正に確保されるよう公契約条例を制定する。
- (8) 茨城租税債権管理機構は「差し押さえ」「競売」などの強権的「滞納整理」をやめ、納税者・事業者の事業と生活の再建を援助・指導する。
- (9) 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めるよう国に求める。従業員5人以下の小規模事業所の実態調査を行う。

## 2. 商店街の再生を支援する

- (1) 商店街活性化のために、公営住宅や福祉施設など公共・公益施設とを組み合わせた商店街づくりを推進する。歩道、照明、駐車場・駐輪場、休憩所などの整備、高齢者への宅配支援、イベント事業などに助成を拡充する。
- (2) 生鮮品の店の確保や空き店舗を活用した子どもや高齢者の居場所づくりなど、

楽しみながら買い物できる商店街づくりを支援する。地元農産物の直売所の開設や朝市など農商工連携の取り組みを支援する。

- (3) 大型店の無秩序な出店から地域商店街や中心市街地をまもる。まちづくり3法の改正趣旨を市町村に徹底する。大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる県独自の条例を制定する。大型店の閉鎖・撤退に事前協議、代償措置を義務付ける。大型店の出店を許可制にするよう国に求める。

## 4 . 地域農業を再生し、食料自給率を向上させる

米価の暴落が続き、多くの農家が労賃分も出ない状況で、「米を作ってもメシが食えない」という悲鳴が上がっています。民主党政府の戸別所得補償は、所得補償の水準が低すぎ、米価の暴落は放置したままです。本県は農家人口で全国1位、耕作面積で2位、農業産出額で2位と全国有数の農業県です。8割以上は兼業農家です。価格保障・所得補償を充実させ、多様な家族経営を支援する農政への転換が必要です。

- (1) 日本農業と地域経済、国民生活を土台から破壊する環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加をやめ、食料主権を保障する貿易ルールの確立を国に求める。
- (2) 米価暴落から生産農家をまもる。米価の下支えのため、余剰米40万トンを買入れ、ミニマムアクセス米の輸入中止を国に求める。県独自で米の売渡し価格に1俵1000円を上乗せする。
- (3) 農業経営を安定化させ再生産を保障するため、価格保障と所得補償の制度を抜本的に充実させる。
- (4) 水田による主食用以外の増産に力を入れる。麦、大豆、飼料作物など農家が安心して増産できる条件を整える。
- (5) 「地産地消」の取り組みを支援する。県産品の米や農水産物を学校や病院・福祉施設などで積極的に活用する。米飯給食の提供回数を現状の週3回から4回に増やす。地元産を活用したパンや加工品の普及・拡大を支援する。朝市や直売所、地域の農産物による加工事業にたいする支援を拡充する。
- (6) 中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求め、県として中山間地など条件不利地への支援を充実する。
- (7) 県産材利用促進のため学校や公共住宅など公共事業への利用を積極的にすすめる。県産材を使用した住宅建築に支援する。間伐材の利用や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など新たな事業の促進をはかる。

- (8) 農業、林業、漁業の新規就業者への支援制度（月15万円）を創設する。
- (9) 鳥獣害対策を抜本的に強める。防護柵・わなの設置など農家や自治体の取り組みを支援する。

## 5．大型開発を見直し、生活型公共事業へ転換する

住宅・土地・開発の3公社と県の売れ残り保有地は1600ヘクタール、借入残高は4300億円にのぼり、土地開発の破たんが明らかになっています。県は、現在の保有土地を全部処分しても生じる「将来負担額」の見込み額を1890億円と試算し、今後20年間にわたって県民の税金から毎年100億円以上を投入する方針です。しかし今後、保有土地が計画どおり処分できない場合は、さらに県民負担が増えることとなります。大型開発から県民の暮らし優先に切り換えることは、県政の最重要課題となっています。

- (1) 将来負担が伴う、つくばエクスプレス（TX）沿線開発、工業団地、桜の郷整備事業、常陸那珂港臨海土地造成、阿見吉原開発の5つの県事業について、一つひとつ検証し、見直し・中止を決断する。金融機関の「貸し手責任」を問うとともに、長期的展望にたって県民負担を減らす解決策を示す。
- (2) 茨城空港事業にたいしては、「就航対策」などこれ以上の税金投入はやめる。航空会社の損失を税金で補てんする「搭乗率保証制度」の導入はおこなわない。
- (3) 常陸那珂港の中央・南ふ頭建設は中止する。中央ふ頭の一部を埋め立てる新たな工業団地造成は中止する。北ふ頭での石炭火力発電所2号機の建設は中止する。
- (4) 常陸那珂地区開発は凍結し、県民生活優先の立場から土地利用計画の全面的な再検討をおこなう。
- (5) 過大な水源開発を中止する。

霞ヶ浦導水事業は、住民負担増、過大な水需要、環境悪化などの観点から中止するよう国に求める。漁業者の同意のない那珂川取水口工事はおこなわない。

ハツ場ダム事業は利水・治水とも必要性が失われており中止するよう国に求める。計画地の住民への補償と生活再建、地域振興をはかるため法律を制定し施策の具体化をはかる。湯西川ダム、思川開発の中止を国に求める。
- (6) 水の需給計画を県民本位に見直す。広域水道事業の黒字分を還元し料金を引き下げる。水道事業の水量、料金、契約水量については、地下水などの既得水利権を優先し、市町村への過大な押し付けは見直す。県南広域水道と県西広域水道の統合

計画は中止する。

- (7) 公共事業を大型開発中心から生活密着型に切り換える。学校の耐震化、福祉施設、病院の建て替え、生活道路の改良、下水道整備、県営住宅の増設と改修など県民生活の向上に役立つ公共事業をすすめる。
- (8) 高規格道路中心の道路建設計画をあらため、生活道路優先の道路整備をすすめる。「安全快適なみち緊急整備事業」の予算を増額する。市町村道の舗装・整備にたいする県の補助制度を拡充する。県道の市町村負担はやめる。
- (9) つくばエクスプレス（TX）沿線の土地区画整理事業は、地元自治体の負担をなくし、規模縮小を含め根本的見直しをはかる。

## 6．環境をまもり、安心・安全な街づくりをすすめる

健康で文化的な生活を営む土台である「住まい」を保障する住宅政策が求められています。しかし、県営住宅の建設戸数はこの10年間に5分の1まで大幅削減し、住宅に困っている県民の願いに応えていません。所得が少ない人に低廉な家賃で住宅を提供するという公営住宅にたいする国・自治体の責務を明確にし、大幅な建設・建て替え計画が必要です。

### 1．住宅・居住環境を改善する

- (1) 県営住宅の新規建設と建て替えをすすめ、県民の入居希望に応える。入居基準を改善し、家賃は県の裁量で可能なかぎり最低の額に設定する。収入超過者からの割増賃料は徴収しない。減免制度の拡充と周知徹底をはかる。
- (2) 雇用促進住宅の廃止に反対し、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として新たな活用ができるよう国に働きかける。
- (3) 住宅の耐震化やバリアフリー化などの改善を支援する。民間賃貸住宅に暮らす高齢者や子育て世帯、低所得者に家賃補助をおこなう。住宅リフォームにたいして助成制度を設ける。
- (4) 研究学園地区での公務員宿舎廃止計画にともない高層マンションなどの無秩序な建設をおこなわないよう国に求める。公務員住宅を失業者や高齢者、障害者などに活用をはかる。
- (5) 高齢者、障害者にやさしい街づくりをすすめる。駅や歩道、公共施設のバリアフリー化を促進する。車いすで通れる歩道の整備を年次計画で推進する。
- (6) 下水道、排水整備事業を積極的にすすめる。下水道整備の市町村にたいする県

の助成を拡充する。

- (7) 取手競輪場は廃止する。従事者の雇用をまもり、跡地利用は住民合意ですすめる。当面、場外車券の開催を大幅に制限し、交通渋滞や路上駐車対策など周辺的环境保全対策を強める。

## 2．防災・安全の街づくりをすすめる

- (1) 住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめる。そのための県独自の助成制度をつくる。
- (2) 消防力の強化をはかるため市町村への財政支援を強める。消防職員の増員、消防自動車・災害救助機材の整備など防災緊急体制を強化・拡充する。消防広域化推進計画はおこなわず、市町村におしつけない。
- (3) 市町村が独自に運行しているコミュニティーバスやデマンド型タクシー、乗り合いタクシーなどに助成する。地方鉄道、路線バスの存続を支援する。
- (4) 交通安全設備の整備を推進する。交差点の改良をおこない事故防止をはかる。歩車分離式信号、LED信号の増設、右折レーン、道路照明灯の設置をすすめる。信号機増設の要望に沿って予算を大幅に増やし速やかに設置する。

## 3．自然と環境をまもる

- (1) 県内の温室効果ガス大口排出事業所にたいし排出量削減を条例で義務付け、住民参加でチェックできるようにする。排出量を非公開にしている大規模排出事業所を情報開示するよう国と企業に求める。温室効果ガス削減に逆行する常陸那珂火力発電所2号機の建設は中止する。
- (2) ごみの「焼却中心主義」から脱却し、ごみを出さないシステムを製造段階から確立する。「燃やさず堆肥化する」取り組みを支援し、助成措置の創設、技術的援助をつよめる。産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県独自の上乗せ規制をおこない、事前チェックを徹底する。
- (3) 霞ヶ浦浄化対策を強める。大規模しゅんせつ事業を中断させ、浄化効果を科学的に検証する。下水道の整備、高度処理浄化槽設置への支援、減農薬農業への転換と県補助制度の創設をおこなう。常陸川水門（逆水門）の柔軟運用をはかる。生態系を悪化させる霞ヶ浦導水事業は中止する。
- (4) 百里基地周辺の騒音対策を強める。早朝、夜間、昼休み時の飛行は中止する。騒音被害調査をおこない被害補償を国に求めるとともに、県独自でもおこなう。基地周辺の騒音測定は、測定箇所・地点を増やし、測定期間の延長をはかる。

## 4．安全最優先の原子力行政を確立する

- (1) 東海第二原発は、老朽化にともなうトラブルも増加しており、総点検を実施し、廃炉計画を含めた必要な措置をとる。耐震安全性のチェックをおこない、「プルサーマル計画」「60年間運転計画」「出力増強計画」は中止する。

- (2) 東海再処理工場は老朽化がすすみ、トラブルが多発して危険が重大化していることから操業は停止する。
- (3) 「もんじゅ」の運転再開計画を撤回し、プルトニウム循環計画の中止、既存原発の総点検と計画的縮小を国に求める。県内にこれ以上の原子力施設の建設をやめ、東海村への原発3・4号機の増設は認めない。
- (4) 原子力の安全規制機関は、推進機関から完全に独立させ、十分なスタッフと権限をもった体制の確立を国に求める。
- (5) 原発依存から自然エネルギーの開発・活用を本格的に強める。風力や小水力、地熱、バイオマスなど自然エネルギーの開発・利用を促進する。自然エネルギー発電を家庭で利用することにたいし県独自の補助制度を確立する。

## 7．地方自治をまもり、県民本位の財政を確立する

民主党政権の「地域主権改革」は、福祉などの最低基準を定めた「義務付け・枠付け」の見直しなどによって、国の社会保障などへの最低基準の保障責任を解体し、自治体の役割を弱めるものに他なりません。こうした地方自治破壊を許さず、憲法と地方自治法にたつて、社会保障や教育などに関する最低基準は国が責任をもって定め、そのための財源は国が保障することを強く国に求めるべきです。

### 1．地方自治をまもる

- (1) 基準緩和や一括交付金化などを含む「地域主権改革」は、憲法にもとづく国民の権利を保障する国の責任を後退させるものであり、保育の設置基準撤廃などに強く反対する。
- (2) 県民サービスの切り下げや民間委託をすすめる「行財政改革大綱」「財政集中改革プラン」の実施は抜本的に見直す。行財政改革は県民参加による検討委員会を設け、不要不急の大型公共事業をやめ、行政サービスを改善することを目的におこなう。
- (3) 福祉・教育施設など県民生活に密着し、行政が直接責任を負う事業は、民間委託などではなく公的責任で拡充をはかる。県施設への指定管理者制度にあたっては、これまでの実績を重視する。運営への住民参加や情報公開、個人情報保護などを条例に盛り込む。
- (4) 福祉・医療・教育など住民サービス分野の職員の増員をはかる。当面、条例定数どおりの県職員を配置する。県職員の給与削減はやめる。退職者の再雇用は定数

には入れない。

- (5) 1票の格差が1対2未満となるよう公正な県議定数と選挙区割りに是正する。
- (6) 障がい者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善をはかる。点字広報や点字記載の投票用紙を配付する。投票所のバリアフリーをすすめる。政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人に地方参政権を保障するよう国に求める。
- (7) 地方労働委員会の労働者委員の選任にあたっては、県内労働界の実情に則して公正・民主的におこなう。
- (8) 警察行政は市民生活の安全を守る機関として民主的に改革する。自白強要やえん罪防止のために捜査全体の可視化をすすめる。人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増員する。警察施設の再編にあたっては地域の自治会や住民、自治体関係者の意見を反映させる。県議会が警察予算をはじめ警察行政全般を監視、点検できるように改める。
- (9) 2011年7月のアナログ放送停止は、地デジ対応受信機の普及など条件が熟するまで完全移行は延期するよう国に求める。低所得世帯への支援制度を強める。

## 2．県財政を確立する

- (1) 政府が「地方主権」の名ですすめている地方向け補助金の「一括交付金化」は福祉・教育への国の責任後退であり反対する。地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ために必要な財源保障を強く国に求める。地方の財源確保の手段としての消費税増税には反対する。
- (2) 税収確保は、徴税強化によるのではなく、消費購買力の向上、地域経済の振興などによる税収増を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改める。県税徴収率による市町村への県補助金削減計画はやめる。
- (3) 進出企業にたいする優遇税制、補助金はやめ、地元中小企業を支援する。
- (4) 土地開発公社、開発公社は廃止する。住宅供給公社の破産手続きを含め、公社の破たん処理は、国、金融機関にたいしても負担を求め、県民負担を最小限にする。破たんの原因と責任を明確にし、開発行政を転換する。

## 3．憲法をまもり、平和行政をすすめる

- (1) 米軍再編による百里基地での米軍機訓練は中止するよう国に求める。日米地位協定による日米共同使用基地を撤回させる。百里基地の縮小・撤去を国に求める。
- (2) 「非核平和茨城県宣言」を生かし非核・平和に関する施策を積極的にすすめる。核兵器廃絶をめざす県民の自主的なとりくみを支援する。

以上